

行政経営プランの行動計画一覧

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
							23	24	25	26	27
1 質の高い行政サービスの推進	①行政サービスの向上	市ホームページの充実	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、申請書、届出書等の様式を掲載し、ダウンロードできるようにする。 	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載することで市民の利便性を高められる。	実施	実施	実施	実施	実施	
		窓口サービスの向上	秘書課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 市民に親しまれるとともに分かりやすい説明ができるように接遇研修等の充実を図る。 会計課窓口においては、納税者の窓口対応が必要となる基本的な市税等の知識、情報を共有化し、より一層、迅速な対応を心掛け正確な出納事務を行う。職員同士の情報共有化のため、平成24年度にマニュアルを作成し、平成25年度以降、新しい情報に更新していく。 	窓口での市民の満足度が高まる。	実施	実施	実施	実施	実施	
		公文書目録のホームページ公開	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施する。 <年度ごとの取組内容> ・24年度・公文書管理法に準じた文書取扱事務に見直し(文書取扱規程等所要の規定の改正を含む) ・25年度・文書取扱事務に関する庁内研修の実施 ・26年度・各課に公文書目録の見直しを依頼し、整備を実施。 ・27年度 公文書目録のホームページ公開を実施。 	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開することができるとともに、文書管理をさらに適正に行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	
		日曜市役所の実施日の拡大	市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 日曜市役所を月3回開庁にしているが、住民サービスの観点から毎週日曜日の開庁にする。 	窓口を拡大することにより、市民サービスの向上が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	
		総合窓口の改善	市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 窓口における案内係の配置を検討するとともに、多機能発券機を市民が多数来庁する窓口を設置する。 ※1階フロアの保険医療、年金の窓口を設置する。(現在、転入・転出などの届出窓口のみ設置あり) 	来庁者の要望に沿った窓口への誘導をすることにより、余計な時間をかけず、スムーズに手続きを行うことができる。窓口の市民に安心を与えることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	
							(多機能発券機の設置)				

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
							23	24	25	26	27
6			がん検診申込み方法の改善	健康課	① ホームページの活用 ・ 申請書、申込書及び記入例等をダウンロードできるようにする。 ・ 検診申し込み状況を効果的に公開していく。 ② 申し込み方法の拡大 ・ 往復はがき等の申し込みを取り入れる。	・ 申し込み情報の提供及び申し込み方法の改善により受診者の利便性を高め市民サービスの向上を図る。 ・ より多くの市民に受診していただくため、申し込みの利便性を高めるとともに検診の情報を配信することにより申し込みの機会を拡大し、申込者の増加を図る。	検討	検討	実施	実施	実施
			水道施設の耐震化	上下水道課	・ 水道施設の耐震化計画については、平成23年度に策定する地域水道ビジョンの中で、水道施設の基本的な耐震計画を立てるが、特に、管路の具体的な耐震化計画については、平成24年度実施予定の管路耐震化計画策定業務の中で、布設年度から更新対象管路を選定し、重要度、優先度を考慮しながら、財政計画を踏まえた管路の耐震化計画を策定する。	・ 水道施設(建物)の耐震化率 平成22年度 100% ・ 管路の耐震化率(実績) 平成21年度 9.5% 平成22年度 11.4%	検討	検討	実施	実施	実施
8			図書館における開館日の拡大	生涯学習課	・ 現在、月曜日は休館しているが、夏休み期間中の月曜日や、ハッピーマンデー等月曜日の祝日の開館を行う。週休日をなくすための人的・予算的な問題点を検討し、将来的には毎日開館(年末年始、業務による休館を除く)を目指す。 ・ 今後の予定 平成24年度 夏休み期間中の月曜日開館 平成25年度 月曜祝日の開館 平成26年度～ 運営形態の検討	開館日を拡大することにより、市民サービスの向上を図る。	138千人	141千人	145千人	146千人	147千人
			ホームページによる監査結果の公開	監査委員事務局	・ 現在、決算監査意見書をホームページにより公開しているが、さらに定期監査、行政監査などの監査結果をホームページにより公開していく。	監査結果を公開することにより、行政の透明性、信頼性が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施
10	② 民間活力の積極的活用	民間活力等の検討	企画財政課	・ 行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、市民との協働という視点で進める民間委託等の基本的な考え方については、平成20年度に「民間委託等検討ガイドライン」にまとめられたところであるが、時代背景や制度の変化も速く、常に、ブラッシュアップし、実践していく必要があるため、検討会議を設置し、適切に対応していくものとする。 <年度ごとの取組内容> ・ 平成23年度 検討 ・ 平成24年度 検討会議設置	民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことができ、行政には発想しにくいサービスが展開できる可能性がある。また、協働という市民力が行政、自治に加われば、まちづくりという側面においても魅力的なまちになっていく。検討会議を設置することにより、それらのことを全庁的な共通認識とし、検討することができる。	検討	検討会議の設置	実施	実施	実施	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
						23	24	25	26	27
11		市民プラザの民間活力の導入	行政課	<ul style="list-style-type: none"> ・現在市民活動団体(市内NPO法人)により管理を委託している市民プラザについて、さらなる民間活力を導入し、より質の高い運営管理をめざす。 ＜年度ごとの取組内容＞ 24年度～27年度 市民プラザの民間活力導入についての具体的な形がふさわしいのかを検討する。続いて、現在委託しているNPO法人について、市民プラザの管理運営を行う能力を有するか検討する。また、公募をすることも想定し、公募に関する基準作りを進めながら27年度までに結論を出す。 	民間活力を導入することにより、民間の活力やノウハウを生かして、良質で効率的な行政運営を推進するとともに、市民との協働という視点で市民プラザの運営を進めることができる。	検討	検討	検討	検討	実施
		民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理	行政課	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、又は協働という視点で進める民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一的な仕組みと基準等について整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。 	モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。	検討	検討	検討	検討	実施
12		総合体育文化センターへの民間活力の導入	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度から受付等業務を民間に委託することにより、月曜日開館やトレーニング室にトレーナーを配置してきたが、さらなる民間活力を導入し、より質の高いスポーツ施設を目指す。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・平成24年度 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正 ・平成25年度 一般公募、選定手続き及び決定 ・平成26年度 実施 	現行の部分委託を一步進めることで、施設管理・運営も含めて、より効果的・効率的な運営が見込まれる。	検討	検討	検討	実施	実施
		生涯学習センター指定管理者のモニタリングの活用	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理事業の実績報告や施設利用者等市民の意見をもとに、指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を定期的に行う。これを活用して指定管理者の業務改善や選定を行っていく。 	指定管理業務の改善により市民サービスが向上する。 ※財政効果については別紙参照。	実施	実施	実施	実施	実施
15	③ 環境に配慮した行政施策の推進	環境基本計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市における環境の保全及び創造に関する施策を、市民・事業者・行政の連携のもとで総合的かつ計画的に推進するための指針となるものとして、環境基本計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための施策の方向性を示すことができる。	策定	策定	実施	実施	実施
		第3次五条川自然再生整備等基本計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年に策定された第2次五条川自然再生整備等基本計画の計画期間が、平成22年度で終了したことを受け、第3次計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	五条川の自然環境を保全し、自然と共生した川づくり、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進することができる。	検討	策定	策定	実施	実施
16										

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
						23	24	25	26	27
17		第2次地球温暖化対策実行計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に平成24年度を目標年度として地球温暖化対策実行計画が策定されて推進してきたが、その検証結果等を踏まえ平成25年度に第2次計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	市役所が地球温暖化防止のための総合的な施策をまとめ、率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができる。	検討	検討	策定	実施	実施
		第4次一般廃棄物処理計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年に策定された第3次一般廃棄物処理計画の計画期間が、平成24年度で終了することを受け、第4次計画を策定するもの。 計画策定後は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	岩倉市におけるごみ及び資源の発生抑制並びに発生から最終処分に至るまでの適正なごみ及び資源の処理のあり方を明らかにすることにより、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを市民・事業者と協働して推進することができる。	検討	策定	実施	実施	実施
18		環境に関する調査結果の公表	環境保全課	毎年、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報で調査結果を公表しているが、さらにホームページにより公表していく。	広報だけでなく、広く周知をすることにより市民サービスの向上を図るだけでなく、環境に対する関心を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施
19	④ 事務事業の見直しと再編	施策評価の導入	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の評価方法を従来の事務事業評価（試行）から、総合計画の進行管理をし各施策の着実な推進を図るため、施策評価に移行し導入する。総合計画の単位施策（147施策）ごとに施策の評価を実施する。 ＜年度ごとの取組＞ 平成23年度 <ul style="list-style-type: none"> 行政評価全体に関する施策評価導入前アンケート実施 これまでの事務事業評価及びアンケート結果を踏まえた施策評価のスキームの確立 施策評価制度の構築、施策評価シートの作成、施策評価マニュアル作成 平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> 施策評価の実施 施策評価結果のホームページでの公表 導入後アンケートの実施 外部評価のあり方についての検討 平成25～27年度 <ul style="list-style-type: none"> 施策評価の実施 施策評価結果のホームページでの公表 庁内アンケートの実施 	これまでの事務事業評価は、実施計画事業を対象とする一部の事業についての評価であった。施策評価は、施策の観点から主要な事業を点検し、事業の過不足や類似事業の見直しなどについて、事業横断的な議論を促すことができる。また、総合計画の進行管理に活用することにより、全庁的な目標を持って施策の推進のための改善改革の取組を実施していくことができる。また、施策評価結果を公表することにより、透明性の高い市政運営の実現に向けて、市民に説明責任を果たすことができる。	検討	実施・外部評価の検討	実施	実施	実施
		保存文書のデジタル化	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 保存文書のデジタル化に向け検討を行うとともに、電子決裁の導入についても検討を行う。 	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施

No.	行政経営プランの 位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
							23	24	25	26	27
22			道路・水路台帳デジタル化	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 道路・水路台帳の閲覧等情報提供を迅速に行えるようデジタル化を図る。従来の情報に加え認定等の告示に関する情報や占用の状況、道路改修の履歴等確認できるようにする。 	<p>紙ベースで各々に保存されている道路・水路に関する様々な情報をデジタル化することにより、情報を一元化し、窓口での対応などにおける事務の効率化の向上が図れる。</p> <p>また、改修履歴等の情報管理が容易になることで長期的な道路水路の維持管理計画に活用できる。</p>	検討	検討	実施	実施	実施
			<p>-----></p>	<p>-----></p>							
23			監査結果のデータベース化	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 監査で指摘・注意等された事項と対応状況をまとめた「監査カルテ」を作成して、全課と監査委員事務局で情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査で指摘や注意などをした事項がどのように対応されたかを確認し、業務リスクの所在を明確にすることにより、監査事務の効率化が図られる。 担当課においては、問題点を課内で共有することにより、同じ指摘等がなくなる。また、担当者が代わった際にもリスクを未然に防ぐことができる。 他課の受けた指摘等を知ることにより担当する業務の参考とし、事務の質を高めることができる。 	検討	実施	実施	実施	実施
			<p>-----></p>								

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					
						23	24	25	26	27	
24	(2) より確かな市民協働の推進	① 市民参加機 会の拡大	自治基本条例 の制定	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に、「協働のまちづくり研究会」を設置し、市民と行政で議論を重ね、その議論の内容を「岩倉市市民協働の基本指針～市民協働のルールブック～」としてまとめた。次のステップとして、市民・議会・行政の役割や責務などを明らかにし、協働によるまちづくりをより発展させるために自治基本条例を制定するもの。 <年度ごとの取組内容> ・平成23年度 自治基本条例の基礎調査・準備期として、自治基本条例の事例整理等基礎調査のための庁内検討会の設置 ・平成24年度 条例案を検討するための 岩倉市自治基本条例検討委員会の設置 ・平成25年度以降 条例に盛り込まれた趣旨が生かされた市政運営 	自治基本条例で、市民・議会・行政の役割を明らかにし、自助・共助・公助による市民自治・市民協働のまちづくりを進めていくための仕組みが構築できる。この条例に基づく取組を全体的に推進することにより、協働のまちづくりがより発展する。	検討	制定	実施	実施	実施
		② 市民活動・ 市民協働の活 性化	ひとり暮らし高 齢者や高齢者 夫婦世帯等の 見守りサポー ト隊の推進	介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に策定予定である「岩倉市地域福祉計画」をベースとして、町内ごとに地域の住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な安否確認を行う見守りサポート隊を結成する。 	行政の見守りには限界がある。地域の住民が主体となり、日頃からの声かけや見守り活動を行うことで、住民間の絆が深まり、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに繋がる。	検討	検討	検討	1地域	3地域
			五条川沿いの 桜並木の保 全・再生	商工農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉五条川桜並木保存会と協働で、寿命といわれる樹齢60年を迎えつつある五条川の桜の保全と再生のため、不要枝、枯れ枝等の剪定と市が購入した肥料の打ち込みを行う。また、後継木(枯れた後に植えた木)の場合には嫌地(いやち・以前に桜が植えられていた場所に再び桜を植えると育ちにくいこと)という生理上の問題があるため、不定根(枝や幹など本来根が生える場所以外から生えた根)やひこばえを育成することにより、その木自体を再生させる試みを行う。 	本市の貴重な地域資源である五条川の桜並木を将来に残すことで、市民との協働によるまちづくり活動の活性化が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施
26											
27		少年消防ク ラブによる防 火PR活動	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校に少年消防クラブを発足をさせる。 ・防火・防災に対する知識を深めるため、少年消防クラブに消防学校の1日入校をはじめ、市防災訓練等への参加してもらうことにより一層の防火PRに資するよう取り組む。 	市民の防火意識高揚とともに、次世代の地域防災の担い手が育成される。		検討	検討	実施	実施	実施

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
						23	24	25	26	27
28		救命知識・技術の普及・啓発	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会の救急需要の増大に伴い、心肺停止傷病者が増加している社会情勢の中、より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いなど、救命知識・技術を習得するために講習会への更なる参加を促すため、署ホームページでの募集、防災会での訓練項目に取り入れる。また、応急手当の指導員として自主防災組織から指導員の養成を行う。 	意識や呼吸のない人(心肺停止傷病者)と遭遇したとき、講習を受講していれば、助かるかもしれないということを認識していただくことにより救命率の向上につながる。	200人	210人	220人	230人	240人
							(普通救命講習の参加者数)			
29	③市民と行政の情報の共有	市民との協働による広報紙作り	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニター設置 ・広報ネットワークの構築による市内情報の収集 ・広報紙の読みやすさ・わかりやすさのレベルアップ ・市民との協働による広報紙制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすく読みやすい広報紙の作成 ・市民目線で広報誌を作成するため、市民に分かりやすい。 ・身近なまちの情報を提供してもらるために地域資源の掘り起こしなどにつながる。 	実施	設置	意見等の反映	取材等への協力	市民制作ページの作成
30		広聴活動の一層の充実	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の実施 ・タウンミーティングの実施 ・いどばた広聴の実施 ・市民の声・私の提案の反映 ・インターネットを利用したアンケート方法等の検討 	・市民本位の市政推進	実施	実施	実施	実施	実施
31		公共情報の発信	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、不審者情報その他行政が市民に発信する公共情報について、当該情報の種類によって、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話を含めた適切な伝達メディアにより速く、広く伝達するという仕組みを構築する。 ・携帯電話の場合は、個人が必要とする情報のカテゴリーを選択できるようにする。 <p><年度ごとの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 検討 ・平成24年度 調査・研究 ・平成25年度 導入 	現在の防災ホットメールや学校における不審者情報は、それぞれの管轄部署で推進をしているところであるが、他の公共情報についても現在の伝達メディアだけではなく、ニーズに合った情報が迅速に個人の携帯電話へ送付されることにより、地域の安心・安全・まちづくりなどの発展に寄与する。	検討	調査研究	実施	実施	実施
32		緊急メール登録者の拡大	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市内各小中学校において、事前に登録している保護者等に対して不審者情報や学校からの急を要する連絡などを携帯電話等に緊急メールとして発信しているが、周知を図り更なる登録者の増員に努める。 ①学校のホームページ等でPRに努める。 ②発信する内容を検討し、必要とされる情報としていく。 	学校から緊急に伝えたい情報を迅速かつ正確により多くの保護者に対して発信することができる。	小:87% 中:74%	小:88% 中:76%	小:89% 中:78%	小:90% 中:80%	小:91% 中:82%
33		市議会における市民への情報発信	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①「市議会だより」のページ数の増、カラー化、市民の声、議会報告会の記録等を掲載し、市民に議会情報をわかりやすく、読みやすく、また議会を身近に感じてもらうように紙面を工夫する。 ②ホームページを活用し、「市議会だより」より多くの情報を提供する。 ・各常任委員会の会議録の公表 ・行政視察の報告書 	市民に議会を理解してもらう。	検討	実施	実施	実施	実施

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
						23	24	25	26	27
34	(3) 持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化	人口増加策と新たな企業の誘致による市税収入の増	企画財政課・商工農政課 <p><人口増加策> ・平成22年国勢調査では本市の人口は減少に転じたが、その要因を分析し今後の課題を抽出するとともに、人口増加施策について調査研究を進めていく。 ・現在のところの施策案としては、ハード面として第4次総合計画、都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域を活用することなどが挙げられ、ソフト面としては、まちの魅力を高め、住んで良かった、住み続けたいまちという目標に向かって次の事業などを行うことが想定される。 ・まちの魅力情報発信事業 ・これから岩倉市に転入して長期間居住する方に対する行政サービスの特典付加事業 ・空家情報と行政保有情報の有機的リンク事業 <新たな企業の誘致策> ・都市計画法の改正で条件によっては開発が容易となったこと、また、企業立地促進法により指定されている業種の企業は、設備投資減税等があることを紹介し、新たな企業の誘致を図る。</p>	<p>・人口増加施策を展開することにより、本市が将来にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎を築いていくことができる。 ・新たな企業誘致に努めることで、税収の増加につながる。</p>	検討	調査研究	実施	実施	実施
						検討	検討	実施	実施	実施
35			負担の公平性を保つための課税対象の把握(土地の現況調査及び家屋の全棟調査)	税務課 <p>・土地の現況調査及び家屋の全棟調査について、計画的に市内全域を実施していく。 <年度ごとの取組内容> ・平成23年度 家屋の全棟調査について、市販の住宅地図に家屋調査表から住宅を落とし込んだ図を作成した。その結果、課税漏れは約360件、内、免税点(20万円)以上が約250件あり、23年度は約80件実施課税賦課をした。 ・平成24・25年度 免税点以上の課税漏れについて、2年間で調査を終了する。 ・平成26・27年度 今後は調査漏れが激減と思われるため、3年に一度評価替えに合わせて地図を作り直して全棟調査を毎年実施する。</p>	公平かつ適正な課税をすることが目的であり、その結果税収アップにつながる。	実施	実施	実施	実施	実施
36			コンビニエンスストア収納の実施	税務課 <p>・国民健康保険税に加え市税についてもコンビニエンスストア収納を実施する。 ・納期限の過ぎた税についても納付できるよう関連するシステムを改修する。 ・嘱託徴収員を1名減員とし、3名とする。</p>	納付場所にコンビニエンスストアが加わることで、24時間、1年中納付が可能となり、遠隔地へ転出した場合にもその場所で納付場所が確保でき、納税者の利便性が大幅に向上する。 ※財政効果については別紙参照	検討	実施	実施	実施	実施
37			インターネット公売の実施	税務課 <p>・搜索の実施などにより差し押さえた動産等をインターネット公売の仕組みを利用して換価する。</p>	差し押さえ財産の換価が効率的に進められることに加え、滞納整理に取り組む市の姿勢を広く周知することで、新たな滞納の発生を抑制する効果が見込まれる。	検討	実施	実施	実施	実施

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
						23	24	25	26	27
38		市税の収納率の向上	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の納税催告を実施して新たな滞納の発生を抑制するとともに、財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付に応じない滞納者には、早期に滞納処分を実施する。 ・また、市・県民税では法で定められている事業者には特別徴収を推進し、収納率向上に努める。 ・地方税滞納整理機構に参加していく。 	<p>市税は、平成22年度の県内平均収納率現年分98.7%、滞納繰越分20.8%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>国民健康保険税は、平成22年度の県平均収納率現年分91.0%、滞納繰越分県内収納率順位(平成21年度収納率が県内平均値に近い)10位14.96%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>滞納整理を推進するとともに、税務職員の徴収技術の向上を図ることができる。</p> <p>※22年度:市税(現年度分)の収納率 98.11% 市税(滞納繰越分)の収納率 19.08%、 国民健康保険税(現年度分)の収納率 87.42% 国民健康保険税(滞納繰越分)の収納率 12.42%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	【市税】 現年 98.25% 滞納繰越 19.50%	【市税】 現年 98.40% 滞納繰越 19.90%	【市税】 現年 98.50% 滞納繰越 20.30%	【市税】 現年 98.60% 滞納繰越 20.60%	【市税】 現年 98.70% 滞納繰越 20.80%
					<p>【国保税】 現年 88.13% 滞納繰越 13.00%</p> <p>【国保税】 現年 88.85% 滞納繰越 13.50%</p> <p>【国保税】 現年 89.56% 滞納繰越 14.00%</p> <p>【国保税】 現年 90.28% 滞納繰越 14.50%</p> <p>【国保税】 現年 91.00% 滞納繰越 15.00%</p>					
39		介護保険料の収納率の向上	介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 	<p>現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。</p> <p>収納率目標(現年分)</p> <p>23年度 99.00% 24年度 99.05% 25年度 99.10% 26年度 99.15% 27年度 99.20%</p> <p>※22年度:99.00%、過去11年間の平均は98.61%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	99.00%	99.05%	99.10%	99.15%	99.20%
40		保育料の収納率の向上	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者の状況を把握し、説明、督促を実施する。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 ・在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 	<p>・収納率目標(現年分)</p> <p>23年度:99.95% 24年度:99.95% 25年度:99.95% 26年度:99.95% 27年度:99.95%</p> <p>※22年度実績:99.94%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%
41		公共用物の使用料徴収	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで水路等の公共用物は使用料を徴収することなく使用許可をしていたが、公共用物の管理に関する条例及び規則を制定することにより、使用料の徴収根拠を明確にし、公共用物の適正な管理と使用料の徴収ができるようにする。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・平成23年度 公共用物の管理に関する条例及び規則の議決・公布 ・平成24年度 条例及び規則にもとづく制度の調査周知期間 ・平成25年度 公共用物の使用料の徴収を開始。 	公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入の増加が見込まれる。	条例等の制定	実施	実施	実施	実施

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
						23	24	25	26	27
42		水道料金の収納率の向上	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金徴収業務は、平成20年度から民間業務委託を始め、督促、催告の手段をとりながら、一定の効果が上がっている。しかし、さらなる収納率向上に向けて、悪質な滞納者の給水停止の強化、近隣の市外転出者への訪問など未納者へのきめ細やかな対応を行い、未収金を出さないように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率目標(現年度分) 23年度 98.40% 24年度 98.45% 25年度 98.50% 26年度 98.55% 27年度 98.60% ※22年度実績:98.32% ※財政効果については別紙参照。 	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%
43		下水道使用料の収納率の向上	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 時効までの期間が水道料金とは異なることから、特に現年度分の収納に重点を置き、滞納繰越額の増加を防止する。水道料金と同様に未納者に対するきめ細やかな対応により未収金を出さないように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率目標(現年度分) 23年度 98.40% 24年度 98.45% 25年度 98.50% 26年度 98.55% 27年度 98.60% ※22年度実績:97.95% ※財政効果については別紙参照。 	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%
44		学校給食費の収納率の向上	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率目標(現年度分) 県内の平均収納率は99.64%であり、岩倉市は若干下回っている。したがって、平成27年度に県下平均を上回ることを目標とする。 23年度:99.57% 24年度:99.59% 25年度:99.61% 26年度:99.63% 27年度:99.65% ※22年度実績:99.55% ※財政効果については別紙参照。 	99.57%	99.59%	99.61%	99.63%	99.65%
45	② 積極的な財源確保	未利用財産(土地)の有効活用	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な事業のために取得した用地について、事業用に使用するまでの間、民間への貸付等について検討する。 	土地貸付収入の増	検討	検討	実施	実施	実施
46		公共施設における有料広告の導入	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 現在庁舎に設置している広告付き電子掲示板のほかにも、広告付きの媒体の導入を検討する。 	広告料収入の増加	検討	検討	実施	実施	実施
47		教材費の徴収	健康課	<ul style="list-style-type: none"> 調理実習を行う教室で、現在無料参加のものを食材費の一部負担金を徴収する。 健康教室でテキストや教材を使用する場合に一部自己負担金を徴収する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①参加費用1人200円程自己負担していただく。 ②全教室ではないが、テキスト代等を徴収する。 ※財政効果については別紙参照。 	検討	検討	実施	実施	実施

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					
							23	24	25	26	27	
48	③歳出の効率化	公共施設の適正な維持管理	行政課他	・老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図るため、公共施設の維持管理に関して実情に合わせた計画を策定する。	公共施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営することで、資産全体の効用を最大化することができる。	検討	検討	検討	検討	実施		
49				市役所庁舎の適正な維持管理	行政課	・庁舎修繕に関する5か年の計画を作成し、計画的かつ適切な修繕、補修を行う。 <年度ごとの取組内容> 毎年度、見直しを行いながら5か年計画を策定する。 計画的修繕の経費の上限額を設定する。	庁舎建設後10年が経過し、今後、維持補修費の増大が見込まれる中、適切な管理を行うことにより、年度ごとの維持補修費の平準化を図るとともに、設備の長寿命化にもつながる。	実施	実施	実施	実施	実施
50				雑草対策工法の改善	都市整備課	・毎年、市内各所の道路、水路等で草刈作業を実施しているが、施工箇所がある程度限定されるようなものであり、現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)を検討する。	現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)を実施することにより、長期的な維持管理コストの縮減を図る。	検討	検討	実施	実施	実施
51				公園施設長寿命化計画の策定・推進	都市整備課	施設の老朽化により、修繕等の維持管理費用負担が増大する中、施設の長寿命化を図るため、長寿命化対策(施設の改修・更新)を検討するとともに、公園施設長寿命化計画を策定し、以後、計画的に施設の改修・更新を実施していくもの。	維持管理費用を平準化し、計画的に施設の改修・更新を実施することにより、施設の長寿命化を図ることができる。	策定	実施	実施	実施	実施
52				橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	都市整備課	老朽化する橋梁に対して、橋梁の長寿命化を図るための予防的な修繕計画の策定について、平成24年度は、橋梁の健全度を把握するための点検を実施し、平成25年度には、点検結果を基に長寿命化修繕計画を策定し、以後、計画的に修繕を実施していくもの。	計画的に修繕を実施することにより、橋梁の長寿命化を図ることができる。	検討	点検	策定	実施	実施
53				公共下水道への接続促進	上下水道課	・供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進し、水洗化率の向上を図る。 ・戸別訪問や文書送付により接続の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、より活用しやすい制度への見直しを行う。 ※水洗化率＝供用開始区域内での接続済人口÷供用開始区域内人口	・公共下水道整備による水質保全などの事業効果が高まる。 ・接続戸数が増加することにより、使用料収入が増加する。 ・汚水量の増により、維持管理コストの軽減につながる。 ・水洗化率目標 23年度 89.20% 24年度 89.30% 25年度 89.40% 26年度 89.50% 27年度 89.60% ※平成22年度水洗化率 88.96%	89.20%	89.30%	89.40%	89.50%	89.60%
54				支給物品等の消耗品の見直し	会計課	・契約担当課と協議し、平成24年度は15品目についてメーカー指定の廃止に向けて検討をする。(メーカー指定、60品目)	メーカー指定を廃止することにより、より安価に契約することができ、経費削減効果が期待できる。	検討	実施	実施	実施	実施
55				学校給食センターの維持管理の効率化	学校教育課	・学校給食センターの老朽化及び安全衛生管理面の状況を踏まえ、より安全で安心な給食の提供を行うため、施設の改修計画・運営計画を策定し検討する。	効果的・効率的な学校給食センター業務の運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施

No.	行政経営プランの 位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
						23	24	25	26	27
56		経常経費等の 見直し	-	・予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市 単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより 経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出す ことができる。 ※財政効果については別紙参照。	実施	実施	実施	実施	実施
57	④ 財政情報の 公表と財務諸 表による分析	広報・ホーム ページ等の活 用による財政 情報の提供	企画財政 課	岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状 況を公表している。広報紙、ホームページには、予算の概 要、決算状況(付属の主要施策報告書)、財務書類4表、 財政健全化判断比率等を掲載している。この公表を図、 表、用語解説等を付記し、よりわかりやすいものとしてい く。また、会議等、機会を捉えて、財政状況等を提供してい くとともに、それに対する意見の収集に努める。	行政施策の説明責任を果たすことを目的とした財政状況の公 表により、市民等に、その状況を正しく、広く認識してもらうこ とができる。そのことで、市民信頼を深められ、市政への直接関 与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参 画の促進効果が期待できる。	実施	実施	実施	実施	実施

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標				
							23	24	25	26	27
58	(4) 組織力・職員力の向上	① 効果的・効率的な組織体制	効率的な行政サービスを展開していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくり	秘書課	職員へのアンケートの実施や組織機構検討委員会の設置並びに、市政モニターやインターネットなどを利用して、随時、市民からも意見を集約し、組織づくりを継続して検討する。組織目標の実現に向け、グループ制をさらに有効活用するとともに職員の適正配置に努める。また、各部署にまたがる課題について、特命課題として位置づけ、全庁的な取組体制を整備し推進する。	行政課題や市民ニーズに対応することができる。	実施	実施	実施	実施	実施
						→					
59		② 人材育成の推進	職員の能力開発	秘書課	・人材育成基本方針の策定とそれを具体化するための研修を実施すると同時に、人を育て、活力を生み出す職場づくりにも取り組む。また、職員提案や業務改善運動などにより、職員の意欲と能力が最大限に発揮できる環境づくりと提案等の実現に向かう仕組みづくりを整備する。	職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上とその能力や可能性を引き出すことにより、組織としての総合力が高まる。	検討	検討	実施	実施	実施
						(人材育成基本方針の策定)					→
60		③ 職員数の適正化	効果的・効率的な定員管理	秘書課	・官と民との役割分担の検討、再任用職員・嘱託職員・パート職員等の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れた定員適正化計画を作成し、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員数の管理に努める。	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施
						(定員適正化計画の作成)					→

行政経営プラン行動計画のうち財政効果が見込まれる項目

(単位:千円)

所管課	位置づけ	No.	取組業務	23	24	25	26	27	計
生涯学習課	(1)②	14	生涯学習センター指定管理者のモニタリングの活用	1,850	1,850	1,850			5,550
				(内訳) 指定管理料の見直し(平成23年度予算額と平成24年度予算の差の委託期間3年分)					
税務課	(3)①	36	コンビニエンスストア収納の実施		2,508	2,508	2,508	2,508	10,032
				(内訳) 嘱託徴収員1名の削減による人件費の減					
税務課	(3)①	38	市税の収納率の向上 市税 国民健康保険税	25,225	11,588	8,070	7,999	7,709	60,591
				10,860	3,598	1,098	1,626	1,977	19,159
				14,365	7,990	6,972	6,373	5,732	41,432
				(内訳) 平成22年度調定額を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額					
介護福祉課	(3)①	39	介護保険料の収納率の向上	0	209	209	209	209	836
				(内訳) 平成22年度調定額を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額					
児童家庭課	(3)①	40	保育料の収納率の向上	13	0	0	0	0	13
				(内訳) 平成22年度調定額を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額					
上下水道課	(3)①	42	水道料金の収納率の向上	459	287	287	287	287	1,607
				(内訳) 平成22年度調定額を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額					
上下水道課	(3)①	43	下水道使用料の収納率の向上	960	107	107	107	107	1,388
				(内訳) 平成22年度調定額を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額					
学校教育課	(3)①	44	学校給食費の収納率の向上	34	34	34	34	34	170
				(内訳) 平成22年度調定額を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額					
健康課	(3)②	47	教材費の徴収			50	50	50	150
				(内訳) 見込額50千円×3年間					
-	(3)③	56	経常経費等の見直し	67,003					67,003
				(内訳) 予算積算時に見直しを行う経常経費等の額					
計				95,544	16,583	13,115	11,194	10,904	147,340